東海市告示第５５号

令和７年度東海市妊産婦・新生児・乳児健康診査費等補助金交付要綱を次のように定める。

令和７年４月１日

東海市長　花　田　勝　重

令和７年度東海市妊産婦・新生児・乳児健康診査費等補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、市長が契約した県内の医療機関（以下「委託医療機関」という。）以外で健康診査等を受ける者に対し、補助金を交付することにより妊産婦、新生児及び乳児の健康の保持及び増進を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において「健康診査等」とは、別表に定める健康診査及び検査（日本国内の医療機関において実施したものに限る。）をいう。

２　この要綱において「受診票」とは、健康診査等を公費負担により受けることができる者に対して市が交付した健康診査等受診票をいう。

（健康診査等の補助対象者）

第３条　補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、健康診査等の受診時において、東海市内に住所を有し、受診票を交付されている者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

⑴　委託医療機関以外で健康診査等を受けたとき。

⑵　受診した委託医療機関が受診票の使用を錯誤し料金を徴収し、返金に応じないとき。

（補助金の額等）

第４条　補助金の額は、健康診査等に要した金額とする。ただし、別表左欄に掲げる健康診査等の種別に応じ、同表右欄に掲げる限度額を限度とする。

２　補助金の対象となる健康診査等の受診回数は、別表のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第５条　補助対象者は、補助を受けようとするときは、東海市妊産婦・新生児・乳児健康診査費等補助金交付申請書（以下「申請書」という。）に受診票並びに健康診査等の記録及び健康診査等に要した金額の分かる領収書を添えて、健康診査等を受けた日の属する月の翌月の末日又は令和８年３月３１日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

２　補助対象者は、前項に規定する期日までに申請書の提出が困難と認められる理由がある場合にあっては、その理由がやんだ後、令和８年３月３１日までに速やかに提出するものとする。

３　健康診査等を受けた日が前年度以前であっても、この要綱による補助を受けることができるものとする。この場合において、申請書提出日の最終期限は、補助対象となる乳児の１歳の誕生日の属する月の翌月の末日とする。

（補助金の交付決定）

第６条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を決定し、東海市妊産婦・新生児・乳児健康診査費等補助金交付決定通知書により、前条の規定により申請書を市長に提出した者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

（補助金の支払）

第７条　補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を決定した後に支払うものとする。

２　申請者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、東海市妊産婦･新生児･乳児健康診査費等補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第８条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

⑴　法令又はこの要綱に違反したとき。

⑵　提出した書類に虚偽の事項を記載し、又は不正の行為があったとき。

（雑則）

第９条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第２条、第４条関係）

<table>
<tr><th colspan="2">健康診査等の種別</th><th>内　　容</th><th>限度額</th><th>補助対象受診回数</th></tr>
<tr><td rowspan="15">妊婦健康診査</td><td rowspan="3">第1回（受診票が令和６年3月３１日以前に発行された場合に限る。）</td><td>基本健診</td><td>３，８８０円</td><td rowspan="15">１４回（多胎妊婦の場合は１９回）</td></tr>
<tr><td>超音波検査</td><td>５，３００円</td></tr>
<tr><td>初回血液検査</td><td>１２，０７０円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">第1回（受診票が令和６年4月１日から令和７年3月３１日までに発行された場合に限る。）</td><td>基本健診</td><td>３，９００円</td></tr>
<tr><td>超音波検査</td><td>５，３００円</td></tr>
<tr><td>初回血液検査</td><td>１２，０７０円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">第1回（受診票が令和７年4月１日以後に発行された場合に限る。）</td><td>基本健診</td><td>３，９４０円</td></tr>
<tr><td>超音波検査</td><td>５，３００円</td></tr>
<tr><td>初回血液検査</td><td>１２，０４０円</td></tr>
<tr><td colspan="2">子宮頸がん検診</td><td>３，３５０円</td></tr>
<tr><td colspan="2">第2回、第3回、第5回から第7回まで、第9回、第１１回、第１３回及び第１４回、多胎妊婦用第1回～第5回（受診票が令和6年３月３１日以前に発行された場合に限る。）</td><td>基本健診</td><td>４，４００円</td></tr>
<tr><td colspan="2">第2回、第3回、第5回から第7回まで、第9回、第１１回、第１３回及び第１４回、多胎妊婦用第1回～第5回（受診票が令和6年４月１日から令和7年３月３１日までに発行された場合に限る。）</td><td>基本健診</td><td>４，４２０円</td></tr>
<tr><td colspan="2">第2回、第3回、第5回から第7回まで、第9回、第１１回、第１３回及び第１４回、多胎妊婦用第1回～第5回（受診票が令和7年４月１日以後に発行された場合に限る。）</td><td>基本健診</td><td>４，４６０円</td></tr>
</table>

	第４回（受診票が令和６年３月３１日以前に発行された場合に限る。）	基本健診	３，８８０円	
		超音波検査	５，３００円	
	第４回（受診票が令和６年４月１日から令和７年３月３１日までに発行された場合に限る。）	基本健診	３，９００円	
		超音波検査	５，３００円	
	第４回（受診票が令和７年４月１日以後に発行された場合に限る。）	基本健診	３，９４０円	
		超音波検査	５，３００円	
	第８回（受診票が令和６年３月３１日以前に発行された場合に限る。）	基本健診	３，８８０円	
		超音波検査	５，３００円	
		血算検査	１，８５０円	
		血糖検査	１，５６０円	
		ＨＴＬＶ－１抗体検査	２，３７０円	
		性器クラミジア感染検査	４，０２０円	
	第８回（受診票が令和６年４月１日から令和７年３月３１日までに発行された場合に限る。）	基本健診	３，９００円	
		超音波検査	５，３００円	
		血算検査	１，８５０円	
		血糖検査	１，５６０円	
		ＨＴＬＶ－１抗体検査	３，２３０円	
		性器クラミジア感染検査	４，０２０円	
	第８回（受診票が令和７年４月１日以後に発行された場合に限る。）	基本健診	３，９４０円	
		超音波検査	５，３００円	
		血算検査	１，８８０円	
		血糖検査	１，５６０円	
		ＨＴＬＶ－１抗体検査	３，１８０円	
		性器クラミジア感染検査	３，９６０円	
	第１０回（受診票が令和6年3月３１日以前に発行された場合に限る。）	基本健診	４，４００円	
		ＧＢＳ検査	３，８８０円	
	第１０回（受診票が令和6年4月１日から令和7年3月３１日までに発行された場合に限る。）	基本健診	４，４２０円	
		ＧＢＳ検査	３，８８０円	

	第１０回（受診票が令和7年4月１日以後に発行された場合に限る。）	基本健診	４，４６０円	
		ＧＢＳ検査	３，９９０円	
	第１２回（受診票が令和6年3月３１日以前に発行された場合に限る。）	基本健診	３，８８０円	
		超音波検査	５，３００円	
		血算検査	１，８５０円	
	第１２回（受診票が令和6年4月１日から令和7年3月３１日までに発行された場合に限る。）	基本健診	３，９００円	
		超音波検査	５，３００円	
		血算検査	１，８５０円	
	第１２回（受診票が令和7年4月１日以後に発行された場合に限る。）	基本健診	３，９４０円	
		超音波検査	５，３００円	
		血算検査	１，８８０円	
産婦健康診査	産婦健康診査（出産後８週間以内のものに限る。）	尿検査（蛋白及び糖）、血圧検査、子宮復古、悪露及びメンタルチェック	５，０００円	2回
乳児健康診査	第1回（受診票が令和７年3月３１日以前に発行された場合に限る。）	一般健康診査	６，３００円	1回
	第1回（受診票が令和７年4月１日以後に発行された場合に限る。）	一般健康診査	６，６４０円	
	第2回（受診票が令和７年3月３１日以前に発行された場合に限る。）	一般健康診査	６，４００円	1回
	第2回（受診票が令和７年4月１日以後に発行された場合に限る。）	一般健康診査	６，６４０円	
新生児聴覚検査	新生児聴覚検査（出生後1月以内のものに限る。）	ＡＢＲ（聴性誘発反応）、ＡＡＢＲ（自動聴性誘発反応）、ＯＡＥ（耳音響放射）又はＴＥＯＡＥ（自動耳音響放射）による聴力測定	５，０００円	1回

備考

１　この表における妊婦健康診査の基本健診の項目は、次のとおりとする。

⑴　健康状態の把握

⑵　子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿検査（蛋白及び糖）及び体重の測定並びに、身長の測定（１回目に限る。）

⑶　保健指導（食事指導、生活指導及び保健・福祉サービスの支援）

２　この表における妊婦健康診査の初回血液検査の項目は、血液型（ＡＢＯ、Ｒｈ）、末梢血液一般、血糖、梅毒トレポネーマ抗体定性、梅毒血清反応（ＳＴＳ）、ＨＢｓ抗原精密測定、ＨＣＶ抗体価、不規則抗体、ＨＩＶ－１・２抗体価及びウイルス抗体価（風疹）とする。